

# ～3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更をしようとする方々へ～ **土壤汚染対策法に基づく届出や調査が必要**です



※このチラシは、土壤汚染対策法第4条に関する届出・調査の制度について説明しています。  
 このほかにも土壤汚染対策法に基づく各種の規定がありますのでご注意ください。

## ◎土地の形質の変更時の届出(法第4条第1項)

**一定規模(3,000m<sup>2</sup>)以上の土地の形質を変更しようとする人は、変更着手する日の30日前までに、県(政令市<sup>※</sup>)に届出をする必要があります。**

※事業予定地のうち、掘削範囲及び盛土範囲の合計が3,000m<sup>2</sup>以上であれば、届出の対象となります。  
 ※次の①～⑤については、届出の対象外となります。

- ① 次のいずれにも該当しない行為
  - ・形質変更区域外への土壌の搬出を伴うもの
  - ・土壌の飛散又は流出を伴うもの
- ② 農業を営むために通常行われる行為
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備
- ④ 鉱山関係の土地の形質の変更
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置



**届出された土地に土壤汚染のおそれがある場合、県(政令市)による土壤調査の命令の対象になります。**

※次の①～⑤のいずれかに該当すれば、「土壤汚染のおそれ」があることとなります。

- ① 特定有害物質による汚染が濃度基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造、使用、処理していた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵、保管されていた土地
- ⑤ その他②～④と同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる土地

(命令を受けて調査する場合)

(自主的に調査する場合)

## ◎土壤の調査の命令(法第4条第2項)

県(政令市)は、届出された土地に土壤汚染のおそれがある場合には、土地所有者等に**土壤を調査し、調査結果を報告**することを命じます。

## ◎指定の申請(法第14条)

土地所有者等は、自主的な調査により土壤汚染が判明した場合は、県に**指定を申請**します。  
 (※土壤汚染が判明しない場合も、県への報告が必要。)

土壤の汚染状態が濃度基準に適合

する → (規制対象外)

↓  
 しない

## ◎区域の指定・管理

県(政令市)が**要措置区域**(法第6条)、**形質変更時要届出区域**(法第11条)のいずれかに指定・公示するとともに、台帳に記載して公衆に閲覧(法第15条)します。

また、土壤汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除・公示します。

- 〔 **要措置区域**：土壤汚染による健康被害を防止するため、汚染の除去等の措置が必要な区域。〕
- 〔 **形質変更時要届出区域**：健康被害のおそれなく、形質の変更時に届出が必要な区域。〕

## 届出の窓口一覧

届出に該当する可能性がある場合には、**届出の窓口**に**早め**に**確認**しましょう。  
 なお、法第4条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、**3月以下の懲役又は30万円以下の罰金**に処せられますのでご注意ください。

名称(担当部署)	所在地	TEL(直通)	管轄区域
筑紫 保健福祉環境事務所 (環境指導課)	〒 816-0943 大野城市白木原3-5-25	092-513-5612	筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、 糸島市、筑紫郡
宗像・遠賀 保健福祉環境事務所 (環境指導課)	〒 811-3436 宗像市東郷1-2-1	0940-36-6322	中間市、宗像市、 古賀市、福津市、 糟屋郡、遠賀郡
嘉穂・鞍手 保健福祉環境事務所 (環境指導課)	〒 820-0004 飯塚市新立岩8-1	0948-21-4812 <sup>※1)</sup> 0948-21-4813 <sup>※2)</sup> 0948-21-4814 <sup>※3)</sup>	直方市 <sup>※1)</sup> 、宮若市 <sup>※1)</sup> 、 鞍手郡 <sup>※1)</sup> 、飯塚市 <sup>※2)</sup> 、 嘉麻市 <sup>※2)</sup> 、嘉穂郡 <sup>※2)</sup> 、 田川市 <sup>※3)</sup> 、田川郡 <sup>※3)</sup>
北筑後 保健福祉環境事務所 (環境課)	〒 839-0861 久留米市合川町1642-1	0942-30-1058	小郡市、うきは市、 朝倉市、朝倉郡、 三井郡
南筑後 保健福祉環境事務所 (環境指導課)	〒 834-0063 八女市大字本村25	0943-22-6964	柳川市、八女市、 筑後市、大川市、 みやま市、三潴郡、 八女郡
京築 保健福祉環境事務所 (環境課)	〒 824-0005 行橋市中央1-2-1	0930-23-2380	行橋市、豊前市、 京都郡、築上郡
大牟田市環境部 環境保全課	〒 836-8666 大牟田市有明町2-3	0944-41-2721	大牟田市

注)北九州市、福岡市、久留米市においては、それぞれの市が土壤汚染対策法を所管しています。



〈お問合せ先〉

福岡県 環境部環境保全課 土壤係

〒 812-8577 福岡市博多区東公園7-7

電話：092-643-3361

福岡県「土壤汚染対策について」のホームページ

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c01/dojo-main.html>

検索サイトでは  で  クリック!

(2010年3月作成)